

總務文教常任委員會
資 料

令和元年10月17日
總務財政部

1 総務財政課

(1) 財政計画について · 別 冊

加 東 市 財 政 計 画

(普通会計 一般財源ベース)



『加東市マスコット 加東伝の助』

令和元年10月

(加東市 総務財政部 総務財政課)

目 次

はじめに	- 1 -
I 財政見通し	- 2 -
II 歳 入	- 4 -
1 市税	- 4 -
2 地方交付税	- 5 -
3 地方譲与税・税交付金等	- 6 -
4 その他の収入	- 7 -
III 歳 出	- 8 -
1 義務的経費	- 8 -
2 投資的経費	- 11 -
3 維持補修費・物件費	- 12 -
4 補助費等	- 12 -
5 積立金	- 13 -
6 繰出金	- 14 -
IV 基金・市債	- 15 -
V 実質公債費比率	- 16 -
VI 将来負担比率	- 17 -
VII 財政計画（普通会計一般財源ベース）	- 18 -

はじめに

加東市は発足以来、財政基盤の強化と行政経費の節減を進めてきましたが、大きな景気回復が実感できない中で、生産年齢人口（15歳～64歳）はほぼ横ばいで推移し、また、地価の下げ止まりや市民税納税義務者数の増加は見られるものの個人所得の伸び悩みなどにより、市税収入を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあります。また、高齢化の進展に伴う社会保障経費の増大や市民の安全・安心を確保するための経費などを今後どのように捻出していくのかが、大きな課題となっています。

このような中、まちの将来像である「山よし！技よし！文化よし！夢がきらめく☆元気なまち 加東へみんなが主役！絆で結ばれた 笑顔あふれる しあわせ実感都市～」の実現に向けて、これまでから様々な施策に取り組んでいますが、しっかりととした体力のある財政基盤を確立するには、中長期的な視点に立った計画的な財政運営を行う必要があるため、毎年、今後10年間の財政見通しを推計した財政計画を策定しています。

地方財政計画等における地方財政措置（税制改正、交付税措置、地方債計画等）については、毎年度見直され、経済情勢によっても収支見込みに大きな乖離を生じることがあるため、算定の前提条件等については、毎年度修正を加え、適切な条件での算定に努めています。

今回策定しました財政計画については、令和元年度から令和10年度までの10年間の財政見通しを普通会計の一般財源ベースで推計したものです。

一般財源

一般財源とは、使途が特定されておらず、地方自治体が自らの裁量で使用できる財源で、地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税が一般財源にあたります。このうち、地方税は自らの自治体で調達する自主財源ですが、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税は国から交付される依存財源となります。一般財源に対して、使途が特定されている財源を特定財源といい、国や県の影響力が強い国・県補助金、地方債、使用料などがそれにあたります。

I 財政見通し

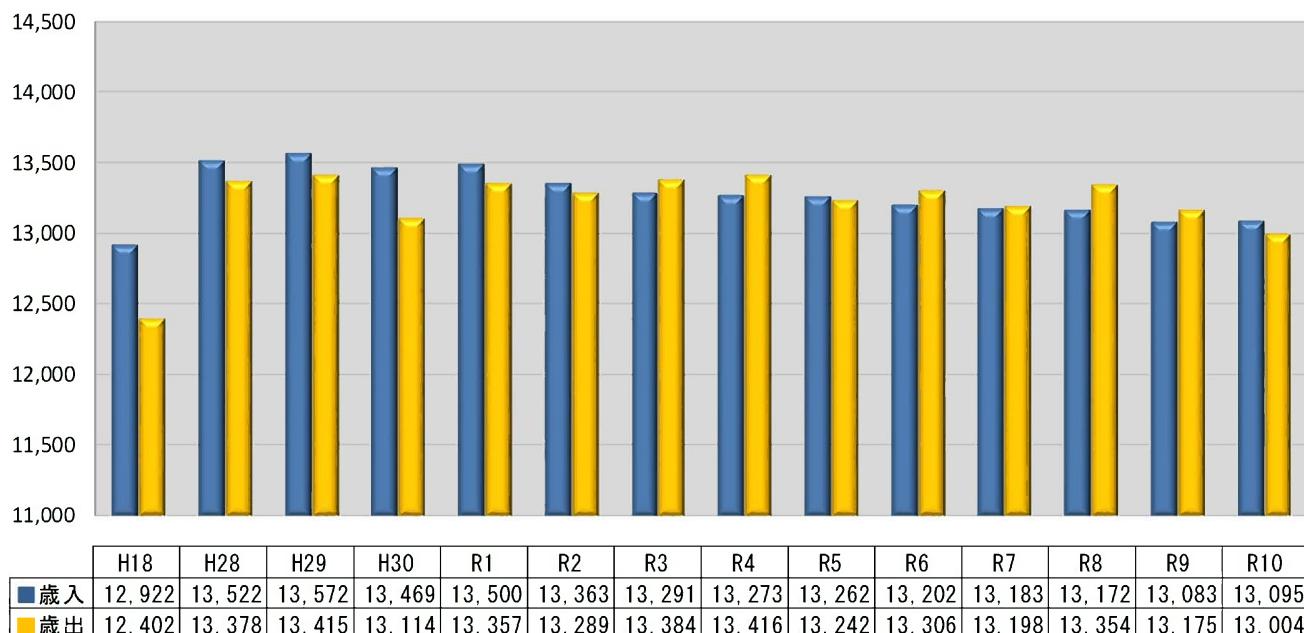
景気は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかに回復しているといわれていますが、本市においては、地価の下落は落ち着きつつあるものの、景気の大きな回復は現時点では見込めず、法人に係る税制改正及び固定資産税の評価替えの影響等により、市税の減少傾向が続くと見込んでいます。また、地方交付税、臨時財政対策債は一定の水準で推移するものの、平成28年度から普通交付税における優遇措置の段階的縮減が始まっていることから、歳入は、徐々に減少し、大幅な回復は期待できない状況です。

一方、歳出は、補助費が減少傾向にあるものの、扶助費、物件費、公債費、繰出金が増加傾向にあり、特に、社会保障経費の増大は避けて通れないため、歳出額の大幅な削減は見込めません。

このように、歳入の確実な伸びが見込めない状況の中、国の財政状況に伴う政策・制度が転換された場合においても持続可能な財政運営を行っていくためには、社会保障経費の増大分を他の経費で吸収するなど、国の動向や、経済情勢を注視しながら、無理のない計画を策定し、財政の健全性を維持させるよう努めていく必要があります。

■歳入・歳出の推移

(単位：百万円)



※ H18 と H28～H30 は決算額、R1 は決算見込額、R2～R10 は推計額。

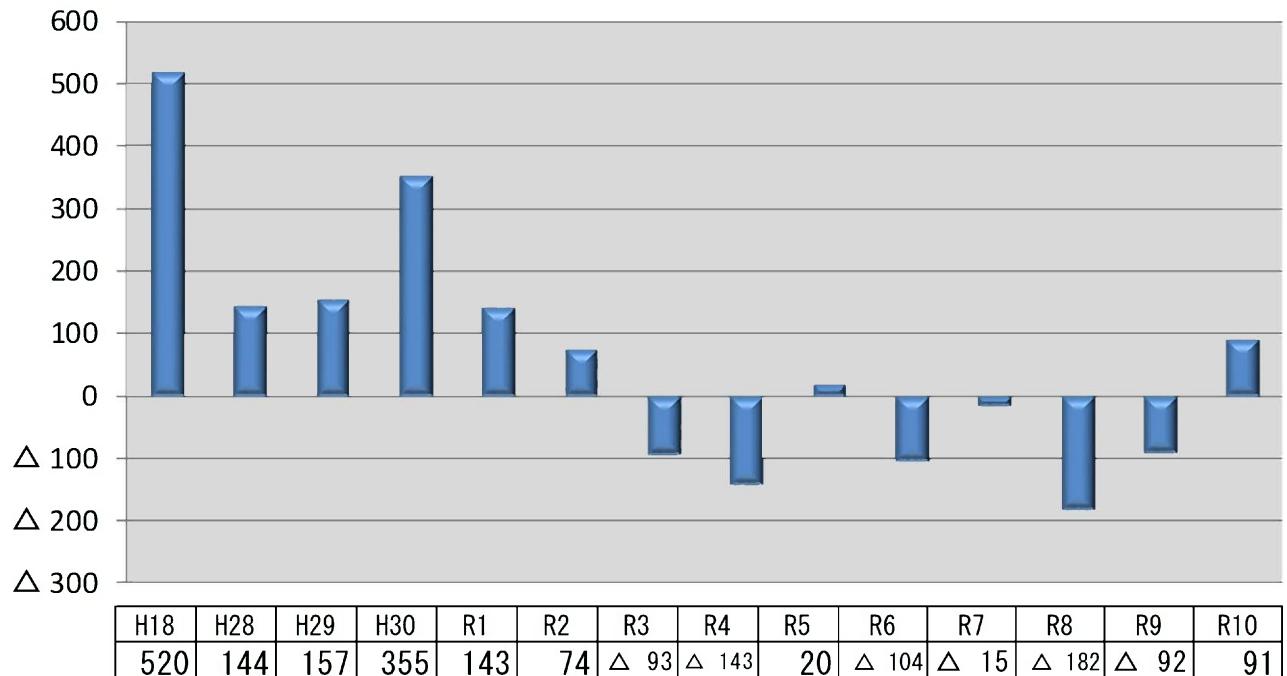
収支予測は、歳入のピークは令和元年度で135億円を見込み、令和2年度から徐々に減少し、令和10年度には130億9,500万円と試算しています。一方、歳出のピークは、令和4年度の134億1,600万円と試算しています。

その結果、令和元年度の歳入歳出差引額1億4,300万円をピークに、その後は減少し、小中一貫校等の整備に公共施設整備基金を積極的に活用したうえでも、令和3年度には歳入歳出差引額がマイナスに転じ、以降令和5年度、令和10年度を除き、毎年財政調整基金の取崩しが必要になります。令和8年度の歳入歳出差引額マイナス1億8,200万円が最大と推計しています。

そのため、しっかりと収支改善を行っていかなければ、令和11年度以降については、更に厳しい財政運営になることが予想されます。

■歳入歳出差引額の推移

(単位：百万円)

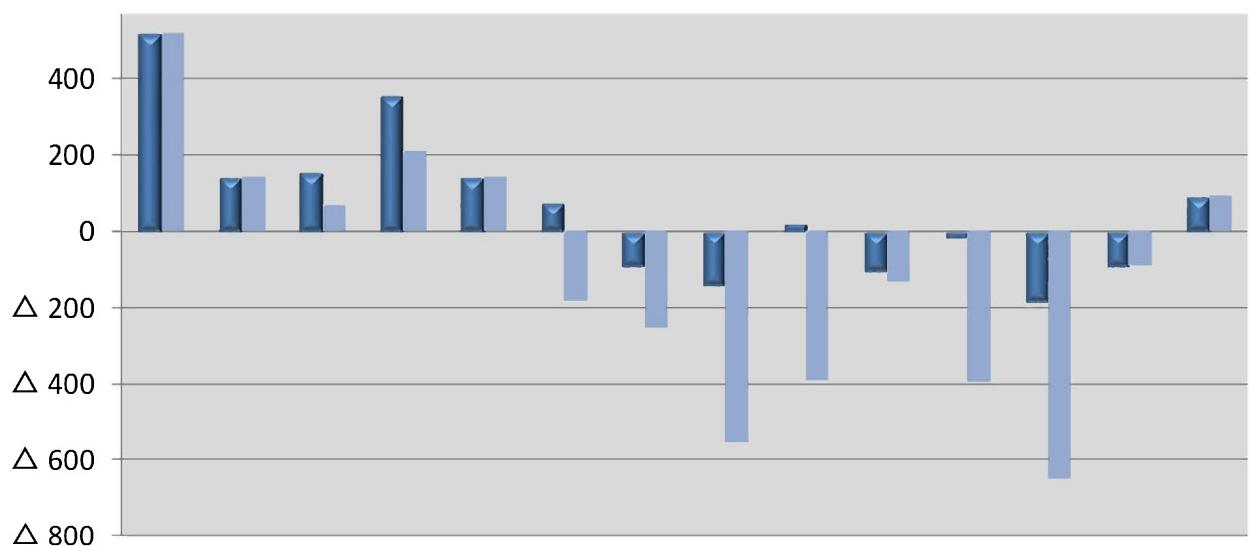


※ H18 と H28～H30 は決算額、R1 は決算見込額、R2～R10 は推計額。

※ 歳入歳出差引額の不足額については、財政調整基金で補てんします。

参考（投資的経費に特定目的基金を充当しない場合の歳入歳出差引額）

(単位：百万円)



※ H18 と H28～H30 は決算額、R1 は決算見込額、R2～R10 は推計額。

※ 投資的経費充当特定目的基金の内訳は、H29～H30 は、地域情報化基金を充当。R2 以降は、公共施設整備基金を充当。

II 歳 入

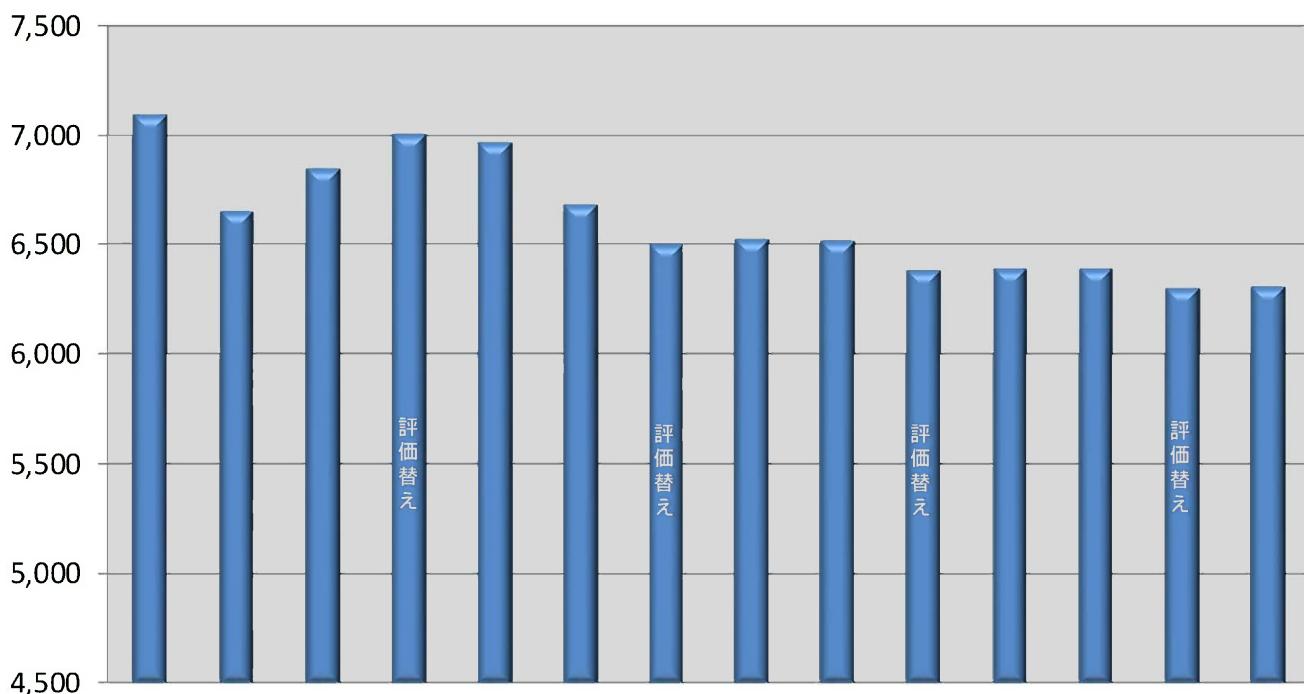
1 市税

平成 18 年度において約 71 億円あった市税は、一時の景気の低迷や地価の下落による減少傾向から脱却し、回復基調にあります。平成 30 年度決算で 70 億 1,100 万円となり、平成 18 年度と比較して 8,800 万円減少しています。令和 10 年度は、平成 30 年度決算額より更に 6 億 9,900 万円減少の 63 億 1,200 万円と推計しています。

今後も固定資産税の評価替えなどの影響により、厳しい状況が続くものと考えられます。

■市税の推移

(単位 : 百万円)



※ H18 と H28～H30 は決算額、R1 は決算見込額、R2～R10 は推計額。

令和 2 年度以降の収入額は、下記の要領で算定しました。

- (1) 個人市民税については、景気動向は現状の水準とした上で、将来推計人口を考慮して算定しました。また、法人市民税については、消費税率 10%への引き上げと時期を合わせて改正された標準税率の引き下げを考慮して算定しました。
- (2) 固定資産税及び都市計画税については、3 年ごとの評価替えによる影響及び家屋の新築を考慮して算定しました。
- (3) 軽自動車税については、消費税率 10%への引き上げに合わせて令和元年 10 月から環境性能割が導入されましたが、現時点での予測が困難であるため、平成 30 年度決算額を基準に算定しました。
- (4) たばこ税については、平成 30 年度決算額を基準に販売数量の減少を見込んで算定しました。

2 地方交付税

地方交付税は、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国から一定の基準によって配分される財源です。

普通交付税の額の算定方法は下式のとおりです。

$$\text{各団体の普通交付税額} = (\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}) = \text{財源不足額}$$

$$\cdot \text{基準財政需要額} = \text{単位費用(法定)} \times \text{測定単位(国調人口等)} \times \text{補正係数(寒冷補正等)}$$

$$\cdot \text{基準財政収入額} = \text{標準的税収入見込額} \times \text{基準税率(75\%)}$$

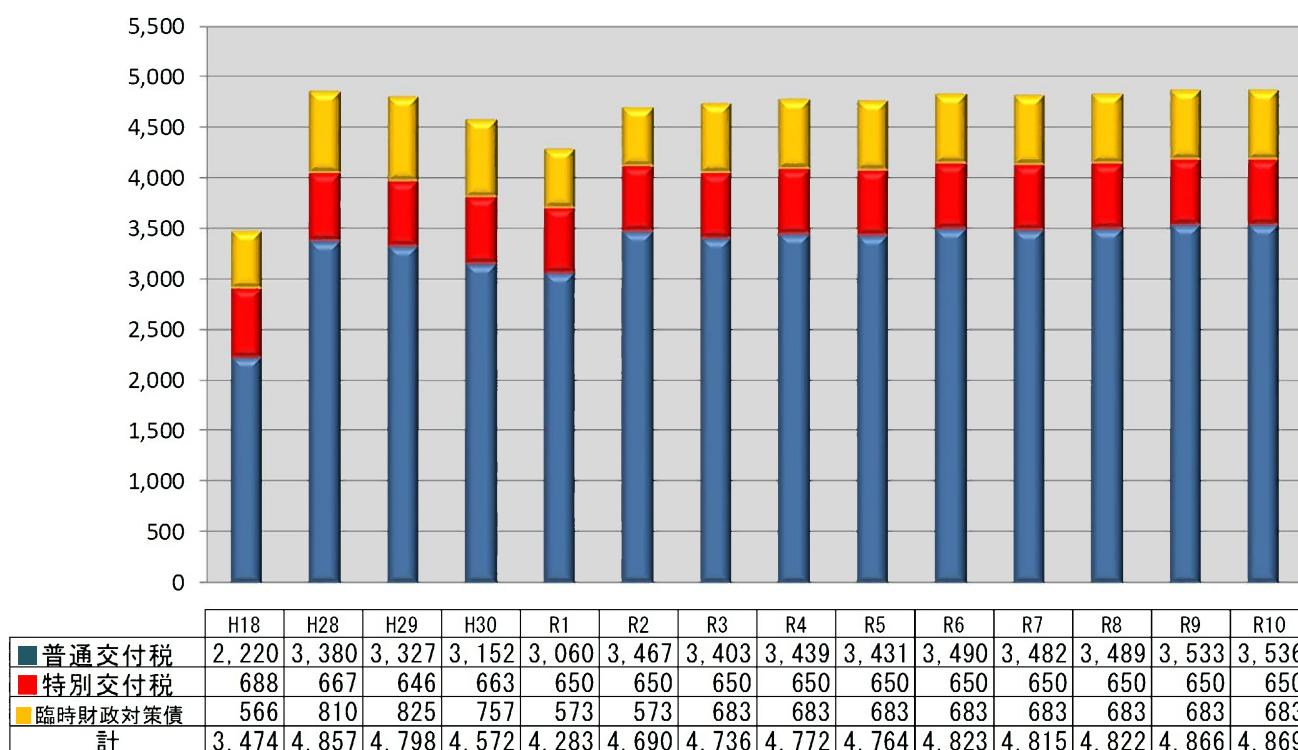
市町村合併した団体には、激変緩和措置として、合併後においても一定期間は合併前の市町村が存在するものとみなして、各年度に個々の団体ごとに算定した普通交付税額の合算額を交付し、合併によって交付税上不利益にならないよう財政上の優遇措置が講じられています。

この優遇措置は平成27年度が最終年度となり、平成28年度以降の5か年度については優遇措置が段階的（平成28年度：0.9、平成29年度：0.7、平成30年度：0.5、令和元年度：0.3、令和2年度：0.1を乗じた額で算定した額）に縮減されます。

令和元年度における普通交付税交付額は30億6,000万円ですが、優遇措置が講じられない場合の交付額は27億9,200万円となり、2億6,800万円の優遇措置を受けています。なお、段階的に縮減された額は、3億8,700万円です。

■ 地方交付税の推移

(単位：百万円)



※ H18 と H28～H30 は決算額、R1 は決算見込額、R2～R10 は推計額。

令和2年度以降は、下記の要領で算定しました。

(1) 普通交付税

基準財政需要額のうち、公債費については、既借入分の償還予定額と、新たな事業での借入分の償還見込み額の合計から今後の需要額を試算。その他の需要額は、幼児教育・保育無償化に係る地方負担額等の影響を加味したほか、一定水準が確保されることを見込み試算しました。基準財政収入額は、令和元年度算定額を基準とし、地方税などの推移を考慮して試算しました。

(2) 特別交付税

特別交付税については、地方交付税総額に占める割合が段階的に引き下げになる規定は廃止され、今後も現行と同じ6%が維持されるため、令和元年度と同程度で試算しました。

(3) 臨時財政対策債

臨時財政対策債は、今後の見込みが不透明であるため、令和2年度は、令和元年度発行可能額（合併算定替）と同額で計上し、令和3年度以降は、普通交付税の財政上の優遇措置の段階的縮減が終了することから、令和元年度発行可能額（一本算定）と同額を計上しました。

臨時財政対策債

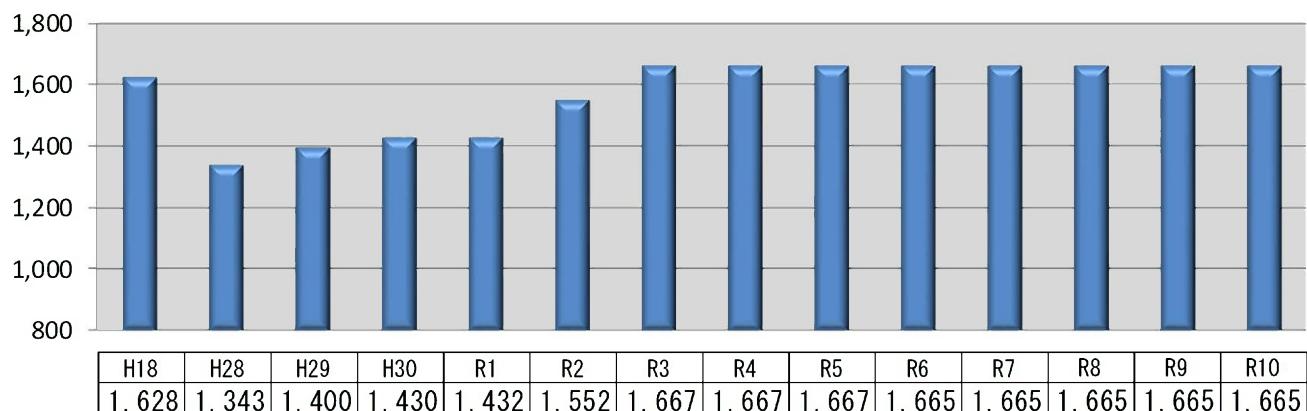
臨時財政対策債とは、地方交付税の財源不足を補うために国と地方が折半して負担し、その地方負担分として発行する赤字債（地方財政法第5条の特例として、建設事業等の投資的経費以外の経費にも充当できる。）で、元利償還に必要な額は、後年度の交付税の基準財政需要額に算入されます。令和元年度の算入額は、約7億6,800万円。

3 地方譲与税・税交付金等

地方譲与税・税交付金は、地方消費税など、国が徴収する特定の税を一定の基準により地方公共団体に交付されるものです。地方消費税交付金については、消費税率引き上げを見込んで試算し、消費税率の引き上げと同時に実施された自動車取得税の廃止及び自動車税環境性能割の交付金制度の導入を含めて、その他の地方譲与税、税交付金等は現時点での予測が困難であることから、各年度、同額で試算しています。

■地方譲与税・税交付金等の推移

(単位：百万円)



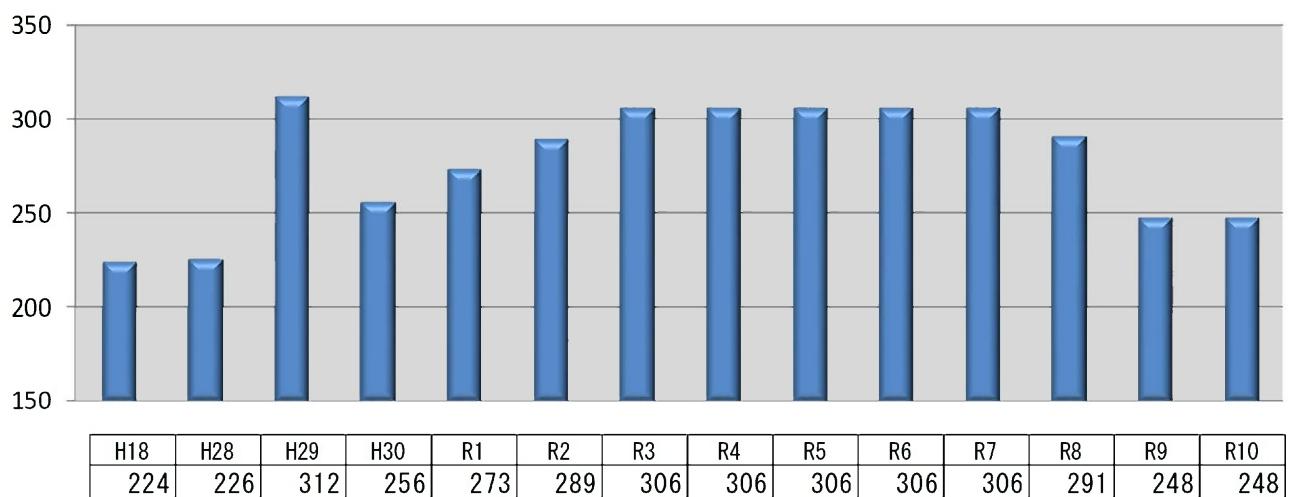
※ H18とH28～H30は決算額、R1は決算見込額、R2～R10は推計額。

4 その他の収入

その他の収入は、平成30年度決算を基に、寄附金や病院事業会計貸付金元利収入などを見込んで試算しました。なお、土地売払収入は見込んでいません。

■ その他の収入の推移

(単位：百万円)



※ H18とH28～H30は決算額、R1は決算見込額、R2～R10は推計額。

III 歳 出

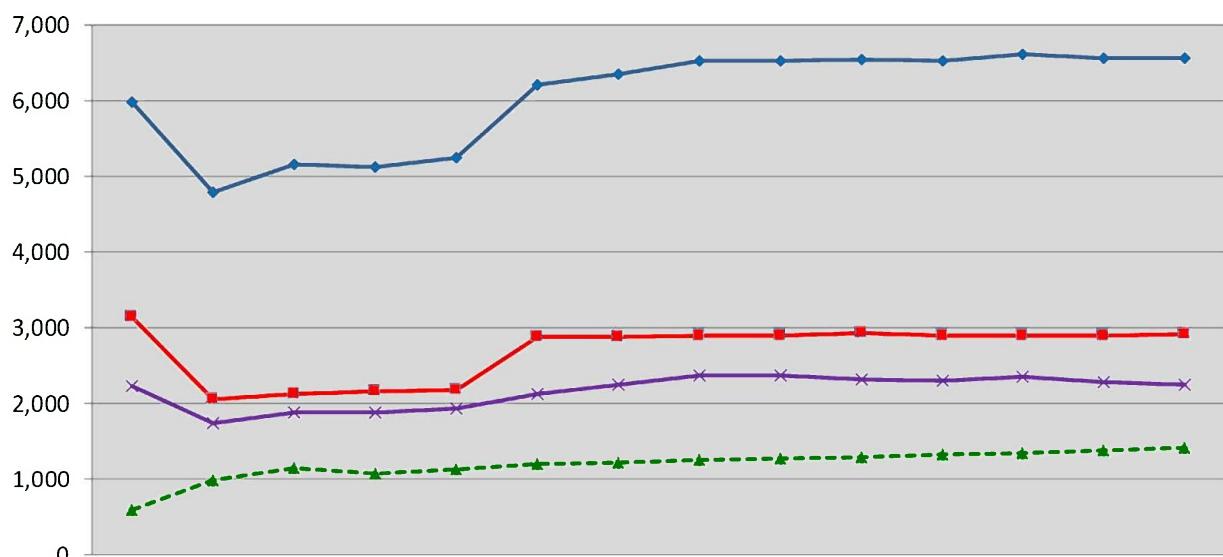
1 義務的経費

地方自治体の歳出のうち、特に、人件費、扶助費、公債費など、任意では削減できない経費である義務的経費については、平成 18 年度 59 億 7,800 万円であったのが、人件費及び公債費の抑制により、これまで減少傾向にありました。しかし、少子高齢化を背景に社会保障関係経費である扶助費や公債費の増加に加え、令和 2 年度からの会計年度任用職員制度の導入の影響による人件費の増加が見込まれることから、令和 10 年度に 65 億 6,700 万円と推計しています。

※この義務的経費の割合が低いほど財政の弾力性があり、割合が高くなると財政の硬直度は高まるとしています。

■義務的経費の推移

(単位：百万円)



※ H18 と H28～H30 は決算額、R1 は決算見込額、R2～R10 は推計額。

① 人件費

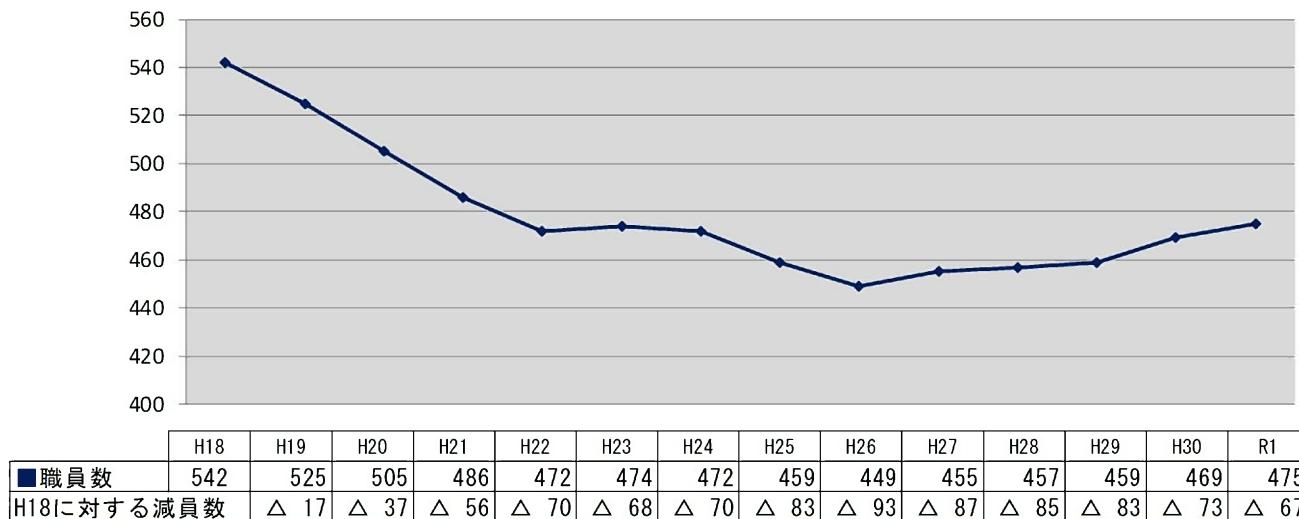
職員数については、定員適正化計画に基づく職員の削減と勧奨退職や多様な職員採用により年代の偏在性の改善を進めながら、職員給与費の抑制を図ってきました。

今後は、行政需要に的確に対応できる組織、機構の見直しに則した適正な職員数を確保し、バランスのとれた職員配置を行いつつ、職員コストを意識した組織を構築していく必要があります。

人件費については、平成 30 年度決算を基に、毎年度の採用者数と退職者数を見込んで職員数を推計し、定期昇給を見込んで試算した結果に加え、令和 2 年度からの会計年度任用職員制度の導入により、物件費に計上していた臨時的任用職員の賃金を人件費に移すなどの影響を加味して推計した結果、令和 2 年度以降 29 億円程度でほぼ横ばいで推移する見込みです。

■職員数の推移

(単位：人)



※ 消防職員については、平成23年度に北はりま消防組合職員となったため、職員数に含めていない。

※ H27以降は、教育長を含まない。

② 扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、老人福祉法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものとがあり、被扶助者に対して支給される福祉施策の根幹をなす経費である扶助費については、高齢化の進展を背景に年々増加しています。

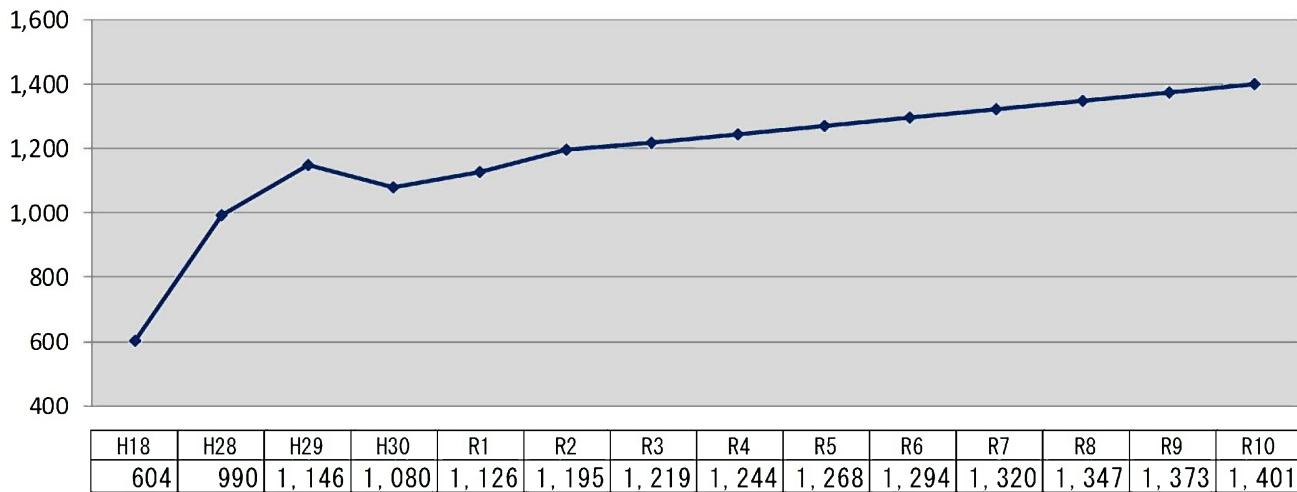
特に、市が独自の施策として支出する扶助費については、国・県の制度を補完するものとして、あるいは国・県の制度を先導するものとして重要な役割を果たしてきました。しかしながら、扶助費の増大により、社会インフラ整備などの予算を削減せざるを得ない状況も見られるなど、低成長時代における扶助費の増大は、大きな課題となっています。

扶助費は、市民生活の安定を支えるものであり、全体として見ればその重要性は今後も変わらないものと考えられます。また、同時に、将来にわたりその機能を維持していくためには、個々の事業について、社会情勢の変化や給付と負担のバランスなどを考慮し、改善や見直しを行いながら財源を確保する必要があります。

平成30年度決算を基に、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化の影響を加味したうえで、少子高齢化などの社会情勢から過去の伸び率を参考に毎年一定割合の増加を見込んで試算した結果、平成18年度の扶助費は6億400万円でしたが、令和10年度には平成18年度より7億9,700万円増の14億100万円と推計しています。

■扶助費の推移

(単位：百万円)



※ H18 と H28～H30 は決算額、R1 は決算見込額、R2～R3 は推計額。

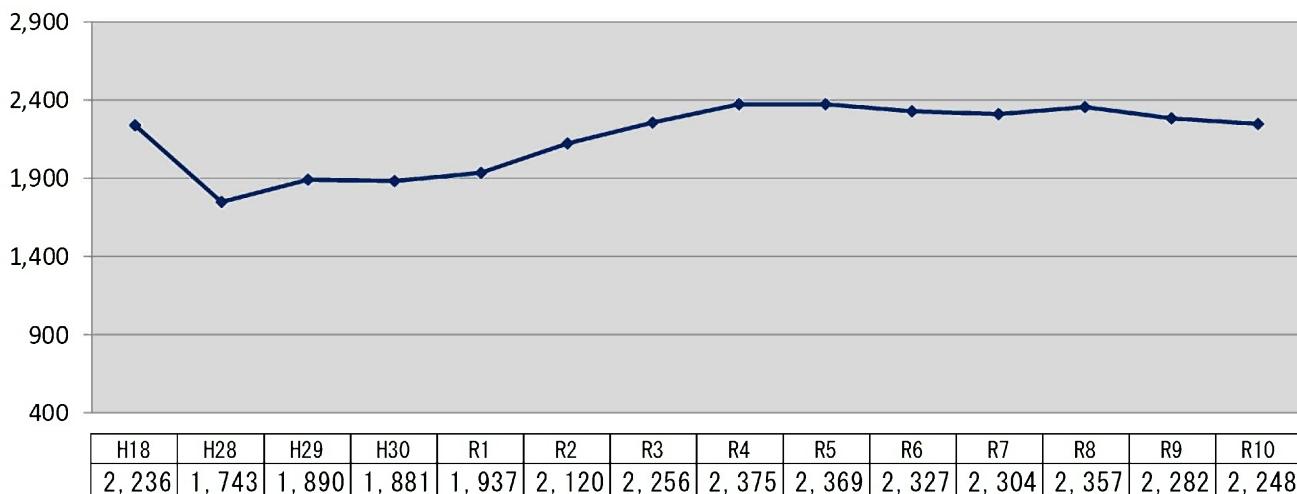
③ 公債費

学校や道路などの施設整備を行うために、市が国などから借り入れたお金（地方債）の返済費用（元金と利子の合計）である公債費については、平成 18 年度 22 億 3,600 万円であったのが、早期償還や起債の抑制を図ってきたことから、平成 27 年度までは減少傾向にありました。しかし、それ以後は、臨時財政対策債や庁舎建設などの大型事業による合併特例債の償還の影響から平成 29 年度から徐々に増加し、さらに、小中一貫校整備に係る公債費も加わり、令和 10 年度には 22 億 4,800 万円と推計しています。

なお、増加傾向の要因である臨時財政対策債及び合併特例債については、元利償還金に対して交付税措置がある地方債です。

■公債費の推移

(単位：百万円)



※H18 と H28～H30 は決算額、R1 は決算見込額、R2～R10 は推計額。

合併特例債

合併特例債とは、市町村の合併に伴い特に必要となる事業について、地方財政法第5条各号に規定する経費（地方債を財源にすることのできる経費）に該当しないものにも充てることができ（充当率95%）、その元利償還金の70%については、後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入されるという有利な地方債です。令和元年度の算入額は、約5億5,900万円。

この合併特例債は、地方単独事業のみならず、国庫補助事業に係る地方負担額（いわゆる補助裏）にも充てができるため、必要な事業に関しては、この地方債を充てて事業を実施しています。

加東市の合併特例債（合併特例事業分）の発行限度額は151億4,300万円で、平成30年度決算時点における発行額は98億5,010万円となっています。

※ 平成30年4月の「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」の一部改正により、合併特例債の発行可能期間が5年延長され、本市においても「新都市建設計画」の計画期間を5年延長し令和7年度までとする変更手続きを進めているため、本計画では、令和3年度以降も合併特例債の活用を前提としています。

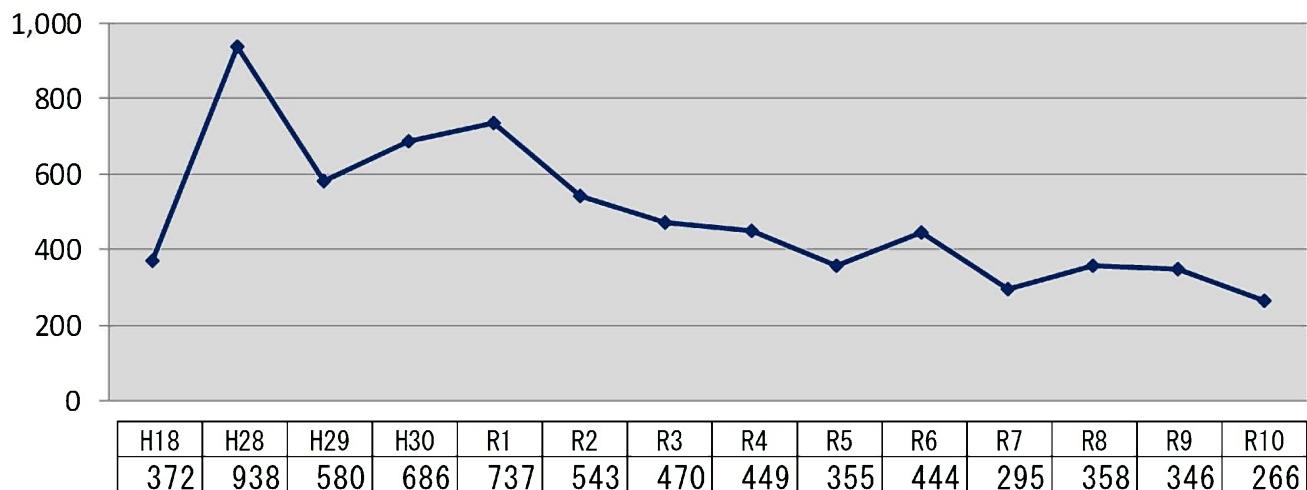
2 投資的経費

その経費の支出の効果が単年度または短期的に終わらず、道路や学校施設などの社会インフラ整備である固定的な資本の形成に向けられる投資的経費は、主に補助事業と単独事業に区分されます。補助事業に関しては、国の景気対策の影響を受け、景気変動の影響により増減する傾向があります。また、単独事業については、市の財政状況によるところが大きいため、合併特例債を有効に活用しつつ、市の財政状況を見ながら必要な事業を行います。

公共施設等総合管理計画などに基づき、今後見込まれる必要な投資的事業を基に試算し、令和2年度以降に予定している小中一貫校整備等の大型投資事業については、公共施設整備基金を積極的に活用することで、年度間の負担の平準化を図ります。なお、滝野地域小中一貫校の開校は、令和9年度を予定しており、翌令和10年度は投資的経費額を2億6,600万円と見込んでいます。

■投資的経費の推移

(単位：百万円)



※ H18とH28～H30は決算額、R1は決算見込額、R2～R10は推計額。

(参考：年度別事業費及び財源内訳)

(単位：百万円)

	H18	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
事 業 費	937	3,237	2,492	2,948	2,346	3,495	4,633	3,992	3,531	1,433	3,167	3,898	849	472
国 県 補 助 金	197	613	600	328	443	593	1,003	664	752	272	656	705	69	20
地 方 債	335	1,668	1,204	1,716	1,153	2,092	2,989	2,445	1,977	655	1,816	2,363	426	184
そ の 他 特 財	33	18	108	218	13	267	171	434	447	62	400	472	8	2
うち基金繰入金	0	0	88	147	0	256	160	410	412	30	381	467	0	0
一 般 財 源	372	938	580	686	737	543	470	449	355	444	295	358	346	266

※ H18とH28～H30は決算額、R1は決算見込額、R2～R10は推計額。

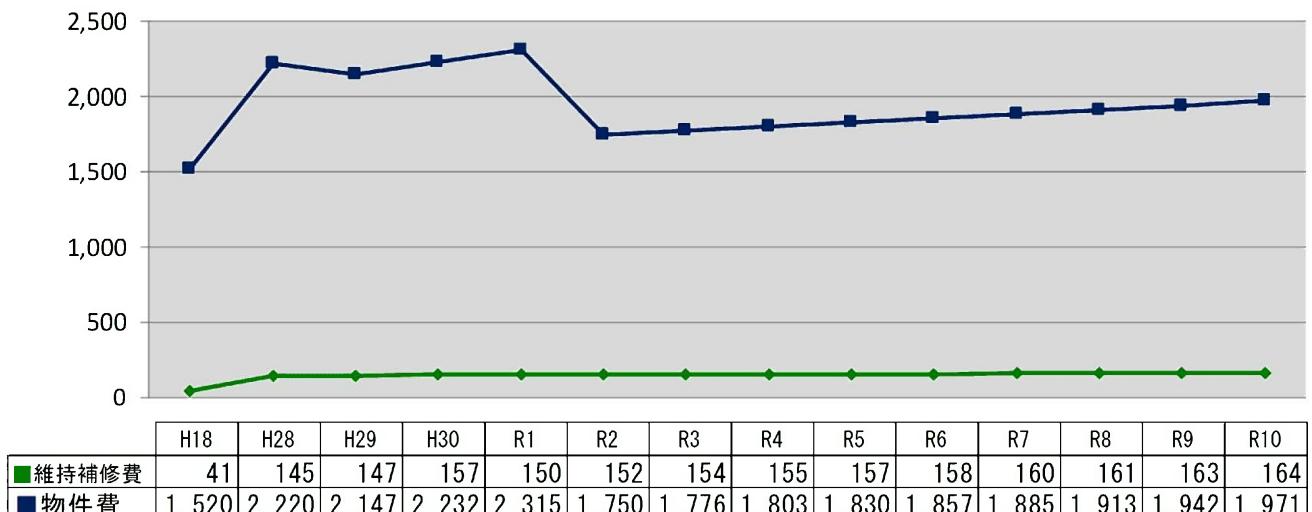
※ うち基金繰入金のうち、H29～H30は、地域情報化基金繰入金、R2以降は、公共施設整備基金繰入金。

3 維持補修費・物件費

市が管理する公用施設等の効用を維持するための費用である維持補修費は、施設等の老朽化が進めば、年々増加します。また、人件費、扶助費、維持補修費などを除く、消費的（支出の効果が单年度または極めて短期間で終わるもの）な費用である物件費については、令和2年度から会計年度任用職員制度の導入により物件費に計上していた臨時的任用職員の賃金を人件費に移すことにより減額となります。その他の経費は年々増加傾向にあることから、維持補修費、物件費とともに、過去の伸び率を参考に、毎年一定割合の増加を見込んで試算しました。今後、これらの経費の抑制が、大きな課題となります。

■維持補修費・物件費の推移

(単位：百万円)



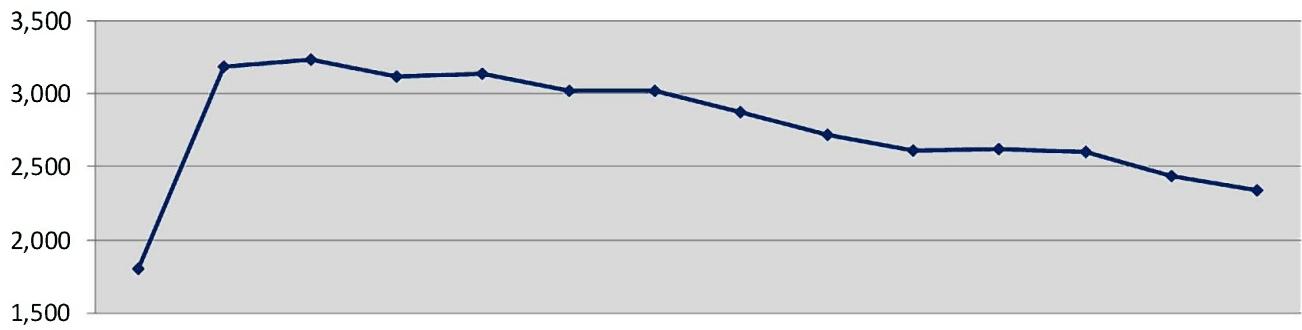
※ H18とH28～H30は決算額、R1は決算見込額、R2～R10は推計額。

4 補助費等

一部事務組合負担金及び水道事業等の企業会計への補助金である補助費等については、各種補助金の適正化や下水道事業会計補助の減により、減少するものと推計しています。

■補助費等の推移

(単位：百万円)



※ H18とH28～H30は決算額、R1は決算見込額、R2～R10は推計額。

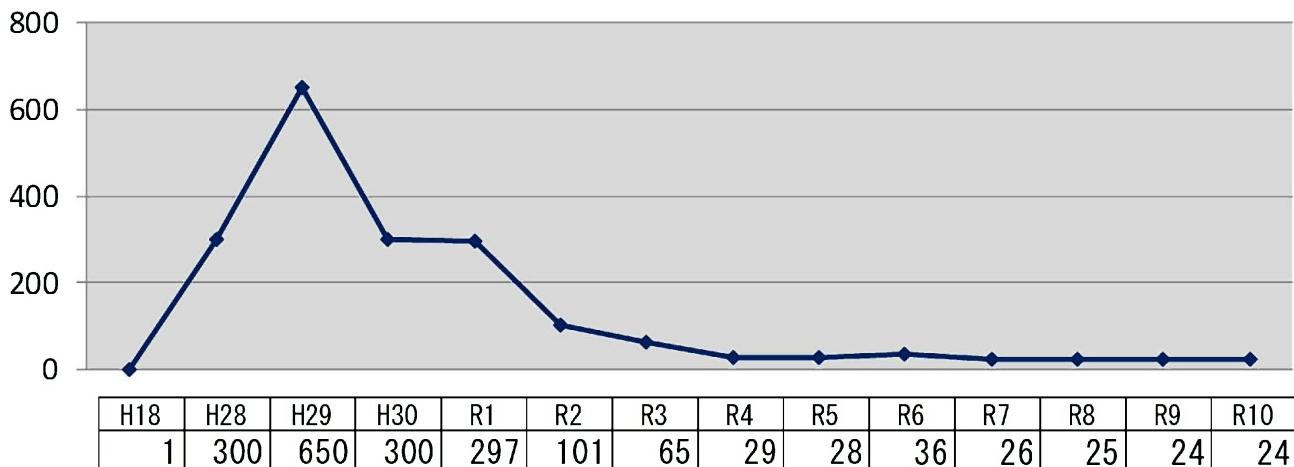
※ H18には、下水道事業に係る額は含まれていない。

5 積立金

基金への積立金については、歳計剰余金処分額の2分の1以上を積み立てるほか、必要に応じて公共施設整備基金や災害対策基金などの特定目的基金へ積立を行ってきましたが、財政運営が厳しくなる令和3年度以降は、歳計剰余金処分額が大幅に減少することに加え、特定目的基金への積立が困難となることから、積立金は減少するものと推計しています。

■積立金の推移

(単位：百万円)



※ H18とH28～H30は決算額、R1は決算見込額、R2～R10は推計額。

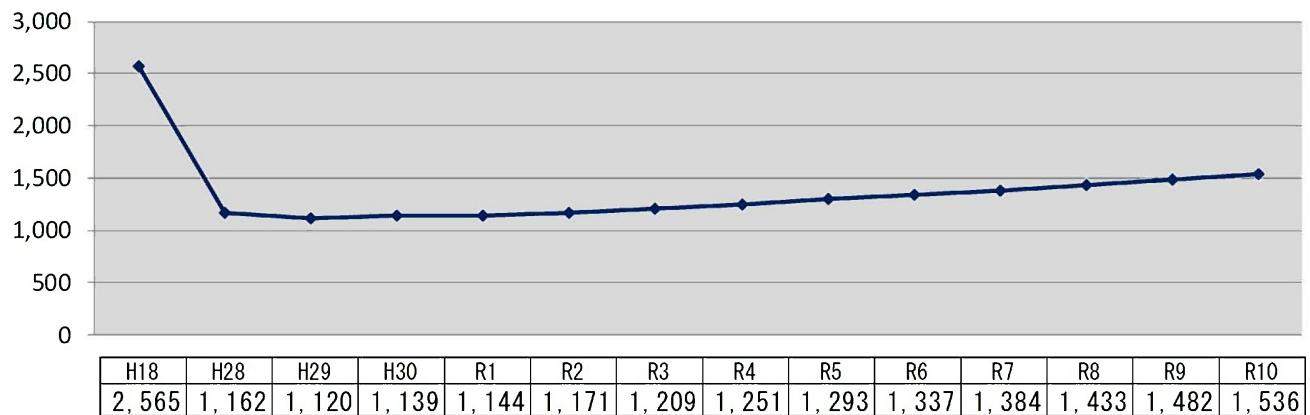
6 繰出金

医療や介護に係る費用が年々増加する見込みのため、国民健康保険特別会計や介護保険事業特別会計など特別会計への繰出金については、平成30年度の決算額11億3,900万円に対し、令和10年度には3億9,700万円増加し、15億3,600万円と試算しています。

なお、今後の医療費や介護給付費等の伸びによっては、さらに増大することも考えられます。

■繰出金の推移

(単位：百万円)



※ H18 と H28～H30 は決算額、R1 は決算見込額、R2～R10 は推計額。

※ H18 は、下水道事業に係る額 15 億 8,600 万円が含まれている。

IV 基金・市債

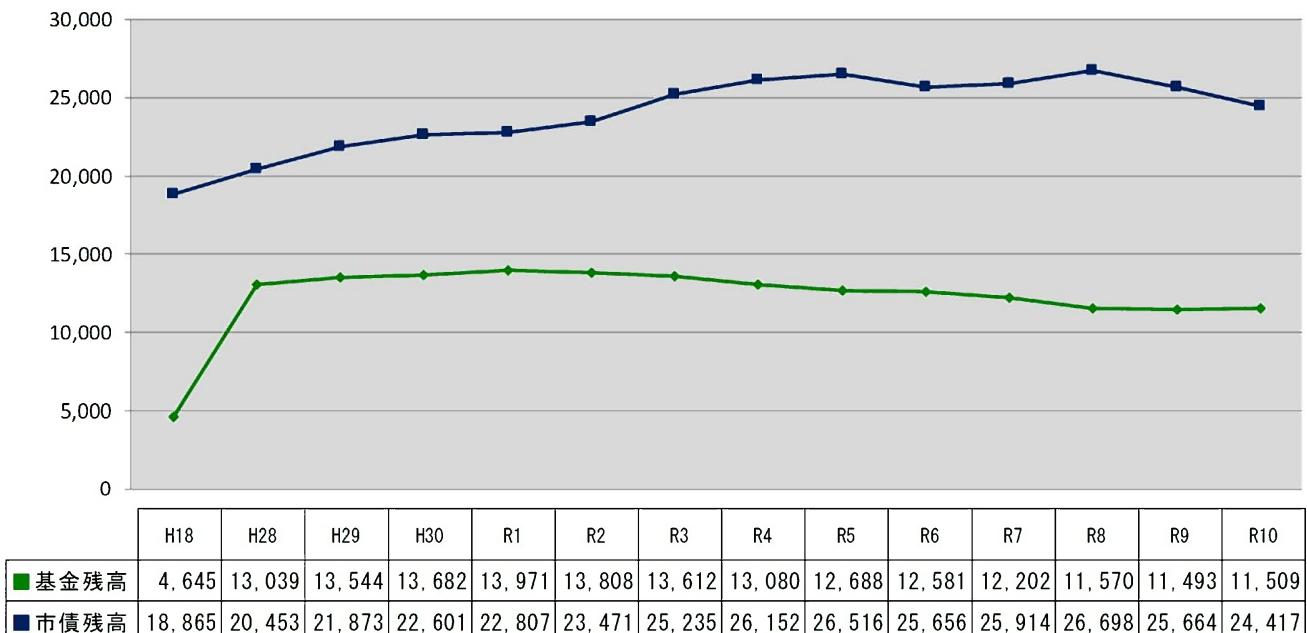
基金については、合併による普通交付税の財政上の優遇措置終了後においても財政運営に支障を来すことがないよう、これまでから積極的に積立を行ってきました。その結果、平成18年度の基金残高は46億4,500万円でしたが、平成30年度には136億8,200万円となりました。以降は、小中一貫校整備等に公共施設整備基金を積極的に活用することなどにより減少し、令和10年度では令和元年度より24億6,200万円減の115億900万円になると試算しています。

市債については、東条地域小中一貫校整備事業に引き続き、社地域及び滝野地域での小中一貫校整備事業等を実施していくことから、令和10年度は244億1,700万円と推計しています。

なお、市税をはじめとする自主財源の確保が厳しい中にあっては、基金の有効活用と市債残高の抑制を図りながら、将来の財政運営に影響を及ぼすことがないよう常に注視しておく必要があります。

■基金残高・市債残高の推移

(単位：百万円)



※ H18とH28～H30は決算額、R1は決算見込額、R2～R10は推計額。

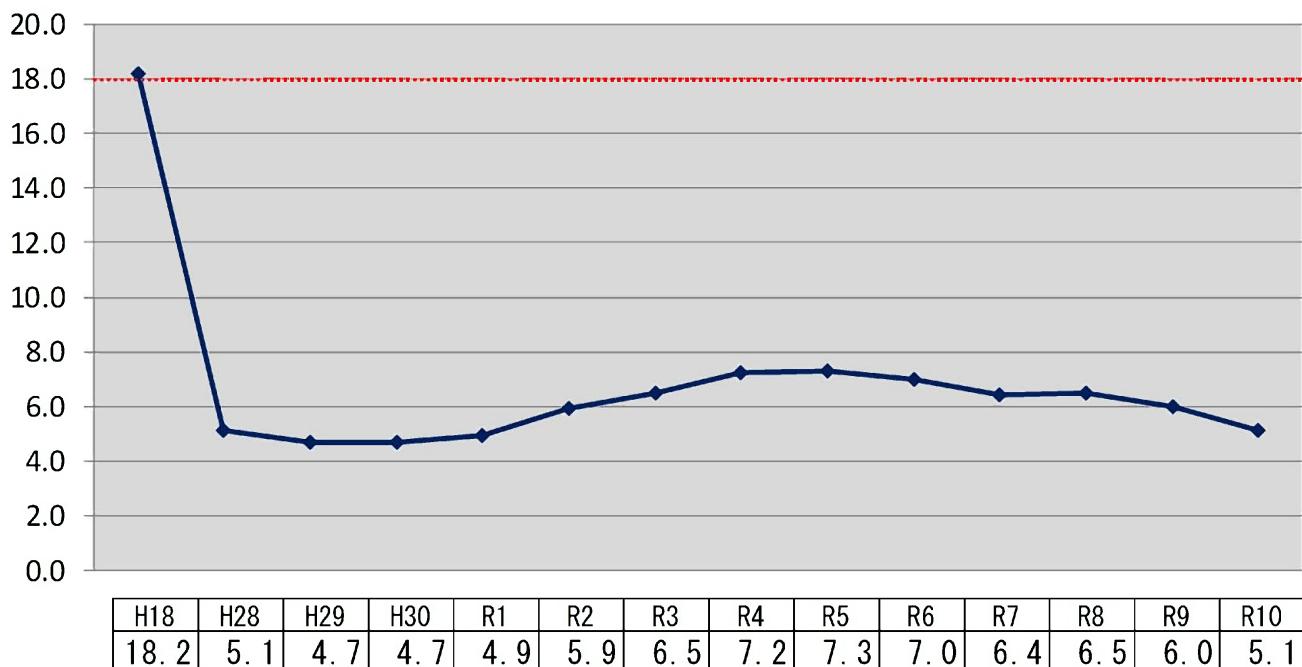
V 実質公債費比率

実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標である実質公債費比率については、平成 18 年度が 18.2% であったことから、平成 25 年度には 18% を下回るよう、「加東市財政健全化計画」を平成 19 年度に策定し、財政の健全化を進めてきました。その結果、平成 29 年度、平成 30 年度の実質公債費比率は 4.7% となり、比率が大きく改善しています。

今後の見通しについては、令和元年度以降は公債費の増加により、比率が徐々に上昇していくと推計しています。ピークは、令和 5 年度決算における 7.3% と試算していますが、合併直後のような地方債許可団体にはならないと見込んでいます。

■実質公債費比率の推移

(単位 : %)



※ H18 と H28～H30 は決算値、R1 は決算見込値、R2～R10 は推計値。

実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合です。通常、前 3 年度の平均値を使用します。

地方債協議制度の下では、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。さらに、25%以上の団体は単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。

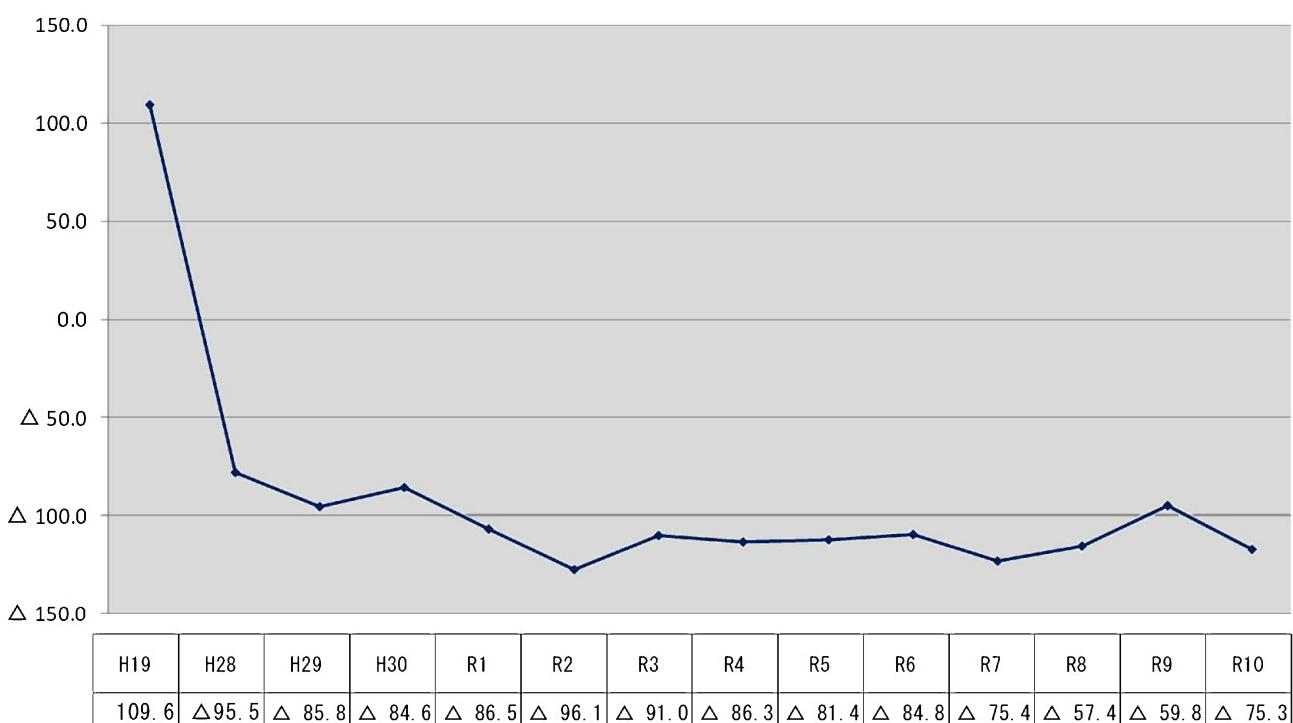
VI 将来負担比率

地方債（借入金）など、現在抱えている負債が財政に及ぼす負担を表す指標である将来負担比率については、財政健全化法施行当初の平成19年度は109.6%でしたが、公営企業債等繰入見込額の減少や充当可能基金の増加などによって、比率は年々改善していき、平成30年度はマイナス84.6%（将来負担比率なし）と、大きく改善しています。

今後の見通しについては、令和2年度まで減少し続け、令和3年度から令和6年度まではほぼ横ばい、令和7年度以降は上昇傾向で推移しますが、令和10年度には改善し、将来負担比率はマイナス75.3%と試算しています。

■将来負担比率の推移

(単位：%)



※ H19とH28～H30は決算値、R1は決算見込値、R2～R10は推計値。

将来負担比率

将来負担比率とは、地方債など地方自治体が将来負担する負債全体から、基金や特定財源など充当可能な財源を差し引いた実質的な将来負担額が標準財政規模に占める割合です。比率がマイナスの場合、将来負担比率はなしということになります。

比率が早期健全化基準の350%を超えると早期健全化団体となり、早期に基準を下回るよう「財政健全化計画」を定めなければなりません。

VII 財政計画（普通会計一般財源ベース）

(単位:百万円)

	H28決算	H29決算	H30決算	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
地 方 税	6,654	6,851	7,011	6,974	6,689	6,508	6,528	6,525	6,388	6,396	6,393	6,304	6,312
地 方 交 付 税 等	4,857	4,798	4,572	4,283	4,690	4,736	4,772	4,764	4,823	4,815	4,822	4,866	4,869
うち臨時財政対策債	810	825	757	573	573	683	683	683	683	683	683	683	683
地方譲与税・税交付金等	1,343	1,400	1,430	1,432	1,552	1,667	1,667	1,667	1,665	1,665	1,665	1,665	1,665
歳 計 剰 余 金 処 分 額	442	211	200	538	143	74	0	0	20	1	1	0	1
そ の 他 の 収 入	226	312	256	273	289	306	306	306	306	306	291	248	248
歳 入 計	13,522	13,572	13,469	13,500	13,363	13,291	13,273	13,262	13,202	13,183	13,172	13,083	13,095
人 件 費	2,056	2,122	2,157	2,176	2,888	2,876	2,898	2,892	2,925	2,905	2,901	2,901	2,918
扶 助 費	990	1,146	1,080	1,126	1,195	1,219	1,244	1,268	1,294	1,320	1,347	1,373	1,401
公 債 費	1,743	1,890	1,881	1,937	2,120	2,256	2,375	2,369	2,327	2,304	2,357	2,282	2,248
投 資 的 経 費	938	580	686	737	543	470	449	355	444	295	358	346	266
維 持 補 修 費	145	147	157	150	152	154	155	157	158	160	161	163	164
物 件 費	2,220	2,147	2,232	2,315	1,750	1,776	1,803	1,830	1,857	1,885	1,913	1,942	1,971
補 助 費 等	3,180	3,237	3,113	3,133	3,022	3,021	2,871	2,719	2,613	2,617	2,600	2,432	2,342
積 立 金	300	650	300	297	101	65	29	28	36	26	25	24	24
繰 出 金	1,162	1,120	1,139	1,144	1,171	1,209	1,251	1,293	1,337	1,384	1,433	1,482	1,536
そ の 他	644	376	369	342	347	338	341	331	315	302	259	230	134
歳 出 計	13,378	13,415	13,114	13,357	13,289	13,384	13,416	13,242	13,306	13,198	13,354	13,175	13,004
歳 入 歳 出 差 引 A	144	157	355	143	74	△ 93	△ 143	20	△ 104	△ 15	△ 182	△ 92	91
基 金 取 崩 額 B	300	300	250	0	0	93	143	0	105	16	182	93	0
再 差 引 (A + B) C	444	457	605	143	74	0	0	20	1	1	0	1	91
歳計剰余金処分額(Cが黒字の場合)	444	457	605	143	74	0	0	20	1	1	0	1	91
積 立 基 金 残 高	13,039	13,544	13,682	13,971	13,808	13,612	13,080	12,688	12,581	12,202	11,570	11,493	11,509
うち財政調整基金	6,188	6,125	6,103	6,384	6,469	6,426	6,297	6,311	6,229	6,226	6,057	5,977	5,990
うち減債基金	761	762	764	766	768	770	772	774	776	778	780	782	784
そ の 他 基 金	6,090	6,657	6,815	6,821	6,571	6,416	6,011	5,603	5,576	5,198	4,733	4,734	4,735
市 債 残 高	20,453	21,873	22,601	22,807	23,471	25,235	26,152	26,516	25,656	25,914	26,698	25,664	24,417
実 質 公 債 費 比 率 (3 力 年 平 均)	5.1	4.7	4.7	4.9	5.9	6.5	7.2	7.3	7.0	6.4	6.5	6.0	5.1
将 来 負 担 比 率	△ 95.5	△ 85.8	△ 84.6	△ 86.5	△ 96.1	△ 91.0	△ 86.3	△ 81.4	△ 84.8	△ 75.4	△ 57.4	△ 59.8	△ 75.3